

2019年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 民主市民ネット

伝票番号 11

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分
		2019年7月1日 令和元年	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 事務費
支払先			支払金額
文教堂書店			¥10,800
摘要（品名）	数量	単価	金額
シリーズ・子どもの貧困1「学力・育つ基礎」	1	¥2,700	¥2,700
” 2「遊心・育ち・経験」	1	¥2,700	¥2,700
” 3「学び・学ぶ」	1	¥2,700	¥2,700
” 5「学び・学ぶ」	1	¥2,700	¥2,700

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 証

民主市民ネット様 令和元年7月1日

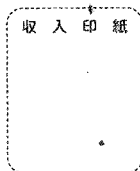
¥ 10,800 -

内訳 書籍代として

税抜金額¥

消費税等(%)¥

上記金額領収いたしました。



2019年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 民主・市民ネット

伝票番号

12

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		元年7月3日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費 (事務費)		
支払先				支払金額	
(有)パピエ吉田				2052	
摘要 (品名)		数量	単価	金額	
PPC用紙 A4版 2500枚		/	2052	2052	

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 書

民主市民ネット 様 元年7月3日

¥2,052

但 PPC用紙 (A4版 2500枚)
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田
吉 田 紙 店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555
e-mail



2019年度

政務活動費支出伝票（旅費）

会派名 民主・市民ネット

伝票番号

13

旅行承認年月日	代表者	経理責任者	支払年月日	区分
2019年6月28日			2019年7月5日	・調査研究費 ・ <u>研修費</u>
	氏名	金額	受領印	受領年月日
1	島 昌之	66,800円		2019年7月5日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日
支払金額合計		66,800		
旅行の目的 第21回 都市経営セミナー 『文化芸術がバネと市民連携』参加のため				
用務地 東京都千代田区				
旅行の行程			旅費の内訳（1人当たり）	
8/5	函館市～東京都千代田区	路線バス, 私鉄		
8/6	東京都中央区～函館市	J R		
/		航空賃		
/		日 当		6,000円
/		宿泊費		
/		参加費		
/		その他	旅行代金	760,800円
/		合 計		66,800円

領収書等は、別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

(参考様式 別紙1)

研修会、意見交換会、報告会等の会議（開催・参加）の概要

区 分	内 容	
会議等の名称	第21回都市経営セミナー「文化芸術がバトスと公民連携」	
会議等の目的	文化・芸術の振興は行政と外部(民間・地域・住民)との連携が不可欠な政策分野である。 これからの文化・芸術の振興および公民連携のあり方について学ぶ。	
日 時	2019年8月5日(月) 13:30 ~ 17:00	
場 所	全国都市会館2階 大ホール	
出 席 者	出席議員氏名	島 昌之
	講師等の氏名	猪子紀生 可見市文化創造センター館長兼劇場総監督 金村利元 東洋大学大学院法学政治学研究所教授
	その他参加者	100人
支 出 内 訳		金 額
旅 費	旅行パック	60,800円
日 当	3,000円×2日分	6,000円
合 計		66,800円

「第21回 都市経営セミナー」参加申込書

下記にご記入の上、FAXでお申し込みください。【FAX：03-3263-4059】
 なお、参加証などはございません。当日は本状をご持参いただき、受付でご提示ください。

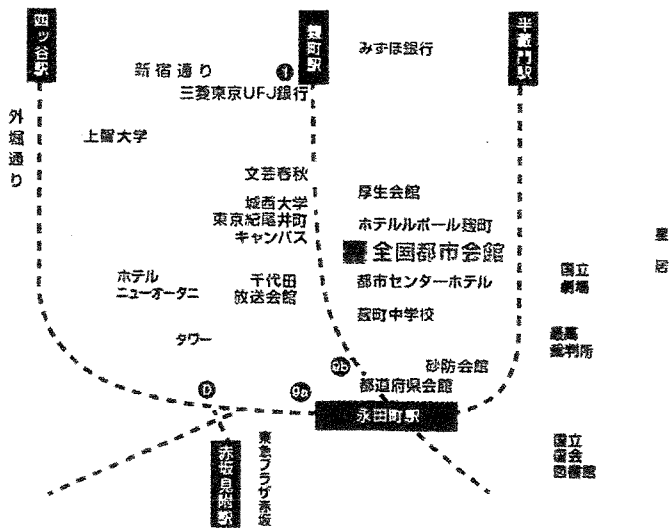
【送信票不要】

(公財) 日本都市センター 研究室 行き [2019年7月31日(水) 締切]

貴団体名	函館市議会	電話番号	
メールアドレス			

(※必ずご記入ください)

	ふりがな ご芳名	ご所属・ご職名
1	しま まさゆき 島 昌之	函館市議会
2		
3		
4		



【日時】

2019年8月5日(月) 13:30~17:00

【会場】

全国都市会館 2階 大ホール

【交通アクセス】

- 永田駅**
東京メトロ
○有楽町線・半蔵門線出口4・5…徒歩4分
○南北線出口4・5・9a・9b…徒歩4分
- 蕨駅**
東京メトロ
○有楽町線出口1…徒歩4分
- 赤坂見附駅**
東京メトロ
○銀座線・丸の内線出口A・D…徒歩8分

株式会社 JTB



領 収 証

領収証番号	85408727603-01-82
通 番	T005-047445
発 行 日	2019年 7月 5日

民主・市民ネット 島 昌之 様

下記の金額正に領収いたしました

¥60,800 ※

但し 8月 5日 国内旅行ご旅行代金として (エース個人)

(詳細は別紙のにか)

ご入金内訳

日 付	種 別	金 額
2019/07/05	現 金	¥60,800
合 計 金 額		¥60,800

店 舗 名	株式会社 JTB 函館五稜郭店
住 所	〒040-0011 北海道函館市本町 6-7 函館第一ビル1階
電話番号	TEL: 0138-56-1714

出納責任者	XXXXXXXXXX
取 扱 者	XXXXXXXXXX



領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

島 昌之		ご一行様							
月/日	ご旅程	お食事							
8/ 5(月)	函館 [09:15] → 東京/羽田 [10:40] ADO 0058便 普通 別紙 eチケットお客様控えをご覧ください。								
8/ 5(月) ~ 8/ 6(火)	銀座グランドホテル (便限定バーゲントクトク東京・横浜 1泊)	チェックイン 15:00 チェックアウト 13:00 到着予定時間 17:00	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>朝</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	-	-	-	朝	-	-
-	-	-							
朝	-	-							
【旅】									
8/ 6(火)	東京/羽田 [12:50] → 函館 [14:10] JAL 0587便 普通 別紙 eチケットお客様控えをご覧ください。								

ご案内

- ◎各行程欄の記号ご説明
 【旅】ご利用の際は施設にこの旅程表をご提示ください。
 ◎ご到着時間を変更される場合は、宿泊施設へご連絡ください。
 <ご案内>
 ◎運輸機関ご利用のお客様へ
 運輸機関の都合によりダイヤが変更される場合がありますので、事前にご確認ください。
 台風・積雪・濃霧など、不可抗力によるコース変更で生じた交通費・宿泊費などの追加代金はおお客様のご負担となります。
 □航空機ご利用のお客様へ (チケットレス航空券の場合)
 航空会社によりご搭乗までの手続きが異なります。お手元のEチケット控えをご確認ください。
 また、お手元のEチケット控えに記載の指定された便に限り有効です。
 ご旅行中、お客様の都合による予約の変更および払戻しは一切できませんので、予めご了承ください。

ご利用案内

8/ 5 便限定バーゲントクトク東京・横浜 1泊 (19KF011-1)
 新橋・銀座(4012-038) 代表者氏名：島 昌之様
 ~1泊 銀座グランドホテル
 禁煙シングル 朝
 1泊朝食 シングル・禁煙 1室 (バス・トイレ付)
 人員：大人 1名
 住所：中央区銀座8-6-15
 電話：03-3572-4131
 交通：【公共交通機関利用】JR山ノ手線新橋駅銀座口出口→徒歩約3分
 【車利用1】首都高速新橋ICから約0km
 【車利用2】首都高速汐留ICから約1km

2W4RXH-01

旅行代金のご案内 (旅程表に含まれるお支払い代金)			
便限定バーゲントク東京・横浜 1泊 (19KF011-1) 3種			
基本代金			
8/5 銀座グランドホテル	1名	1室 代金適用 (大人)	56,800円 × 1名
	1名	1室 代金適用 (大人)	4,000円 × 1名
小計			60,800円
CR <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>	()	
旅行代金合計			60,800円
旅行代金合計に含まれるもの			
◎旅程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊・食事・入湯・観光代金及び消費税等諸税。			
上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。			
(注) 宿泊施設において、お客様が酒類・料理その他サービス等を追加された場合は、			
消費税等諸税が課せられますので、あらかじめご了承ください。			
◎旅程表中運送機関、宿泊・食事・観光施設名に【手配】と記載されている場合は、該当する施設の			
宿泊確認票またはクーポン券類が別途発行されています。お客様の総旅行費用は、上記「旅行代金合計」と			
宿泊確認票またはクーポン券類に明示された料金を合算したものとなります。			

旅行企画・実施 株式会社JTB 取扱販売店 函館五稜郭店 (1133)	取扱販売店 函館五稜郭店 〒040-0011 北海道函館市本町6-7 函館第一ビル1階 TEL 0138-56-1714
お客様のご都合で旅行取消の場合は、取扱販売店に連絡をお願いします。但し、取消を決意された日から旅行開始日当日まで取扱販売店が休業日又は営業時間外で連絡がとれない場合は、宿泊施設や各交通機関に お客様ご自身 で取消の連絡、手続きをいただいた後、取扱販売店にお申し出ください。取消をされなかった場合は、権利放棄となり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。 なお、払戻は 出発日より1ヶ月以内 に取扱販売店にて承ります。	

ご搭乗案内
BOARDING INFORMATION

シマ マサユキ 様

行先 DESTINATION

東京/羽田
TOKYO/HANEDA

搭乗日 DATE

2019年 8月 5日

便名 FLIGHT

ADO

58

座席
SEAT

12E

照会番号 LB347D01

携帯電話の電源はお早めにお切りください。

IITX

BP 6JVSMM

8A 170



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

シマ マサユキ様

096

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京

⇒ 函館

TOKYO

HAKODATE

◆便名FLIGHT

JAL 587

◆搭乗口 GATE

◆座席SEAT

17

19D

◆搭乗日 DATE

◆運賃種別 FARE TYPE

8/6

YOAIIIT

◆出発時刻 DEP. TIME

12:50

ご搭乗口へは10分前までにお越しください

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL

出張報告書

2019年8月12日

民主・市民ネット
会長 小山直子 様

出張者氏名 島昌元 

下記のとおり出張したので報告します。

記

1 出張期間	2019年8月5日～2019年8月6日(2日間)
2 用務地	① 8月5日 東京都千代田区市・町
	② 月 日 市・町
	③ 月 日 市・町
	④ 月 日 市・町
3 出張概要	第21回都市経営セミナー 『文化芸術がビジネスと公民連携』参加のため
4 所見	別紙のとおり
備考	

第21回都市経営セミナー『文化芸術ガバナンスと公民連携』 レポート

函館市議会 民主・市民ネット 島 昌之

- 1 会議名 第21回都市経営セミナー『文化芸術ガバナンスと公民連携』
- 2 日時 2019年8月5日(月)
- 3 会場 全国都市会館2階 大ホール
- 4 参集者 全国の市区長、議員、職員など自治体関係者、都市シンクタンク等の研究員及び研究者など(約100名)
- 5 内容 別添資料のとおり

【感想と所見】

1 初めに

人口減少社会において、複雑化・高度化する住民のニーズへの対応が求められる中で、都市が持続可能な公共サービスを提供していくためには、都市のガバナンスにおける公民連携が重要になっている。

文化施設に関しては、かつてはハード面整備重視の施策、いわゆるハコモノ行政が先行し、ソフト面の整備が追いつかない状況にあった。しかし、近年では主に経済的効率性の向上を目的に指定管理者制度が活用され、ソフト面重視の施策、質を重視する方向に変化してきている。

文化芸術振興は、とくに欧米諸国の都市では、地域のアイデンティティ、住民生活・産業といった面から都市の核心的業務として位置づけられている。我が国においても、文化・芸術は、地域の存立基盤であり、人を集わせ、地域の価値を高め、住民の生きがいやアイデンティティの形成に繋がることが共通認識となりつつあり、その場合、公民連携の形で取り組むべき分野である。

文化芸術振興の分野における多様な公民連携の広がりや、公共サービスの提供において都市行政が担うべき役割は何か、自治体職員が行うべき仕事は何かということや、改めて問いかけるものである。

2 講演① 衛 紀生 可児市文化創造センター館長兼劇場総監督

衛紀生(えい きせい)可児(かに)市文化創造センター館長兼劇場総監督からは、「国の文化行政」の動きや「文化芸術の果たす役割」、そして「アーラ」を中心とした取り組み等についての講演であった。

岐阜県可児市は名古屋から北に30km、愛知県と接する人口約10万人の市である。外国籍市民も多く、全市民の約6.5%にあたる6,597人の外国籍市民が暮らしている。可児市では、人口の増加とともに、文化芸術施設の設置を望む声が高まり、

2002年、可児市の文化芸術の拠点として「可児市文化創造センター アーラ（「アーラ」とは、イタリア語で「翼」を意味する）」を整備した。「アーラ」建設には、市民を巻き込みながら市民目線で練り込んでいき、当時、構想段階から市民が参画することは画期的なことであった。（アーラにおける公民連携の取り組み）

また、増え続ける外国籍市民と日本人との相互理解、日本語や文化の習得サポートのため、2008年には「可児市多文化共生センター」を整備した。このような取り組みの結果、2018年は前年より937人の人口増を実現した。

また、時代と共に、国の文化政策も大きく変わっていった。2011年2月の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第三次基本方針）」では、「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となりうるものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要に基づく戦略的な投資と捉え直す。そして、成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置づけを明確化する。」ことが閣議決定された。

可児市は、「まち元気プロジェクト」を進めるにあたり、小・中学校で、創作ダンスや演劇手法を用いた「表現・コミュニケーション」のワークショップを実施してきた。また、この事業を定量化する試みも実施している。県立東濃高校で実施しているコミュニケーションワークショップは、自己肯定感を芽生えさせ、人間関係を変化させ、居場所を作った。そのことにより、これまで約30人ずつ毎年退学していたのが、2014年には9人まで減少するなどの効果を上げている。

劇場が文化芸術を通して活力ある社会を構築することは、自治体にとっては、人づくり、そしてまちづくりそのものにつながる。まちづくりのためには、公と民が一体となって相乗効果をもたらす連携を図っていくことが求められる。

3 講演② 金井利之 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

「文化・芸術は本来的に民間が行う活動であり、行政は文化・芸術に関与すべきなのか」という観点から、「公民連携の在り方や行政としての仕事と関与はどうあるべきか」等について提言があった。

例えば、伝統芸能について、民間に委ねたままではいずれ消滅してしまう場合、伝統芸能の継承には支援が必要であり、保存することは行政の仕事ではないか。また、文化芸術サービスが、お金のある人は楽しめるが、お金のない人は楽しめないとすれば、行政が関与し、文化芸術サービスを保障すべきなのか等、文化芸術における「公」と「民」の関わり方についての問題提起があった。

4 事例報告 高野之夫 豊島区長

高野之夫豊島区長が区長に就任した1999年は、豊島区は借金872億円を抱え、財政破綻寸前であった。その後、徹底した行財政改革を進め、2017年度決算では貯金が借金を160億円上回るまでに財政を健全化した。こうした中で、豊島区は2014年に日本創成会議により、東京23区で唯一「消滅可能性都市」と指定された。

高野之夫豊島区長は、このピンチをチャンスに変えるため、4つの柱（女性にやさしいまちづくり、地方との共生、高齢化への対応、日本の推進力）で人口減少社会に挑戦している。豊島区は「文化」をまちづくりのキーワードに、「まち全体が舞台のだれもが主役になれる劇場都市」を将来像として打ち出し、文化を基軸にしたまちづくり、国内外から人が集まり交流する文化都市、「国際アート・カルチャー都市」へと大きく生まれ変わるための様々な取り組み事例が報告された。

5 パネルディスカッション

講演と事例報告に引き続き、大杉覚首都大学東京法学部教授がコーディネーターとなり、上記の3名によるパネルディスカッションが行われた。

高野之夫豊島区長からは、改めて文化芸術を未来の切り札として、特徴あるまちづくりと国際都市を目指す意気込みが語られた。

衛紀生可児市文化創造センター館長兼劇場総監督からは、「可児市」を「かにし」と多くの人を読めなく、またどこにあるかも知られていない事を強みにしたまちづくりの取り組みを紹介した。

金井利之東京大学大学院法学政治学研究科教授からは、まちを元気にするためには文化が重要であり、文化が賑わいを創る。赤字を気にしてはダメ、との提言があった。

「心を再生産すること＝文化」であり、「存在を癒やす場＝劇場」であり、そこに、行政がお金を出す意味があること。また、「公民連携」に対する考え方は未だ熟してはいないが、今後、具体的に進めるためにも、今回のようなセミナーの開催を続けていくことが重要である、との提言があった。

6 最後に

2013年3月、文部科学大臣が定める「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示された。その中で、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。（中略）全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現する場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている」と記されている。「社会的包摂」という言葉に代表されるように、文化政策はこれまでとは違った方向へ舵が切られた。

「文化芸術」の新しい公共的機能を本市のまちづくりに活かしていきたい。